

滑川市国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月策定

令和 7 年 3 月一部改定

滑 川 市

はじめに

我が国は、その地質学的、気象的な特性から、これまでに多くの自然災害に見舞われており、近年においても、東日本大震災、熊本地震、令和元年東日本台風による大雨・暴風等、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとして、毎年のように大規模自然災害が発生している。

国においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、従来からの防災・減災の枠組みを超えた、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害に強い国土及び地域を作ること等を目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定するとともに、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。

また、県においても、基本法第 13 条の趣旨に基づき、基本計画を指針とし、平成 28 年 3 月に富山県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）を策定した。

近年の大規模自然災害の発生状況を鑑み、滑川市においても、今後発生することが見込まれる多様な自然災害に対する社会資本等の脆弱性を評価し、事前に的確な施策を実施することを目的とし、基本法に則り、基本計画及び県計画とも調和しながら、本市の強靱化に関する取組みの指針となる滑川市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。

目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 「事前に備えるべき目標」の設定・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 地域特性と対象とするリスク

- 1 地形的特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 気象的特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 社会経済的特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 計画の対象とするリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 脆弱性評価、推進方針

- 1 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・ 16
- 2 施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 施策分野ごとの脆弱性評価と推進方針・・・・・・・・ 18
 - (1) 行政機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 医療・福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (3) 産業・経済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (4) 都市機能・インフラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (5) 地域防災・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 4 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価と推進方針・・・・・・・・ 33

第5章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 進捗管理と計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

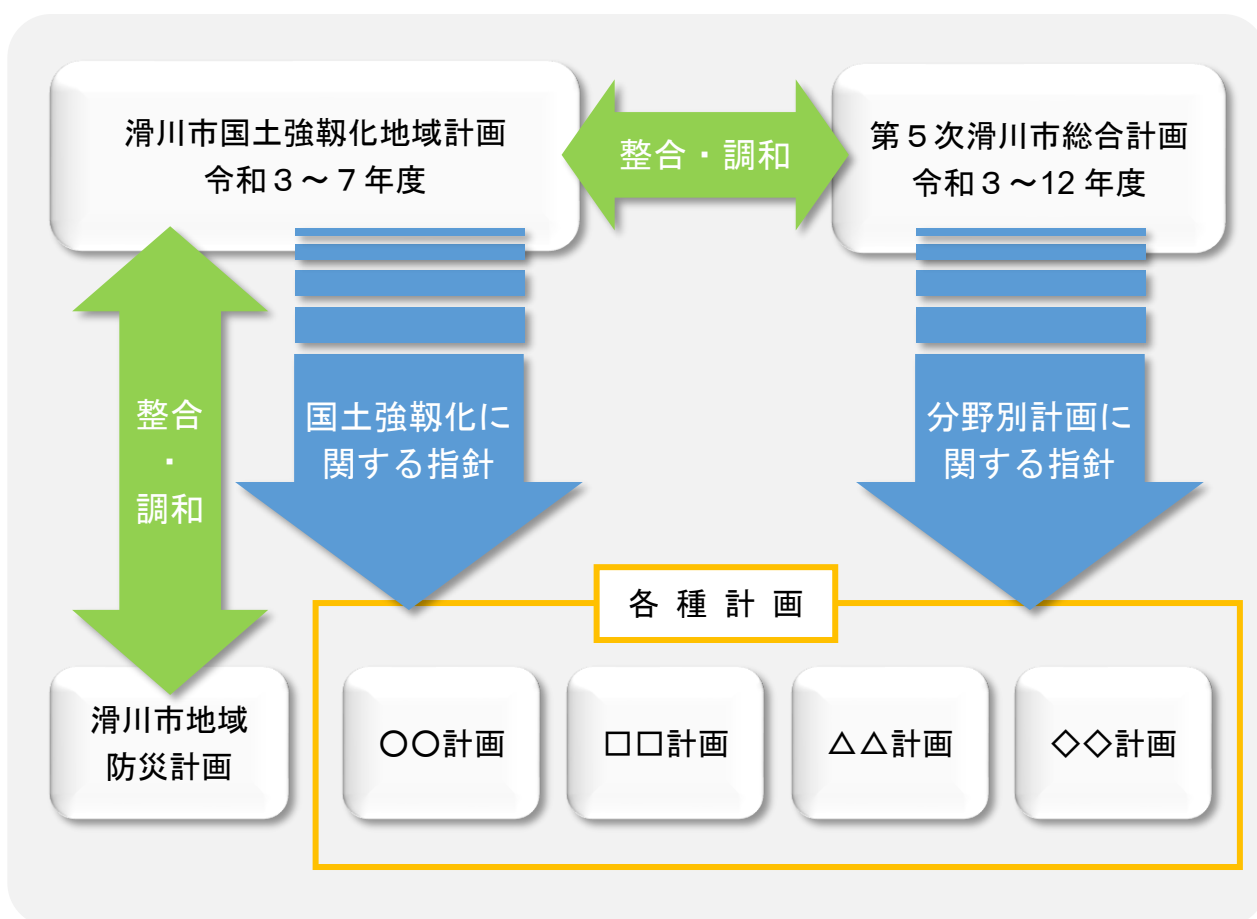
1 計画策定の趣旨

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、基本計画と調和を取りながら、本計画を策定する。

規模の大きな災害は広域的に影響を及ぼすことを考え、県と連携した対策を実施することを目的として、県計画とも調和を取ることとする。

2 計画の位置付け

本計画は、第5次滑川市総合計画、滑川市地域防災計画との整合・調和を図りながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から5年間とする。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

以下の4項目を基本目標とし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進する。

いかなる災害等が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること。
- (4) 迅速な復旧・復興がされること。

2 基本的な方針

本計画においては、基本計画や県計画と同様に対象とするリスクを大規模自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

- (1) 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- (2) 地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- (3) 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (4) 公共インフラの整備・耐震化・長寿命化をはじめとするハード事業と、訓練・防災教育などのソフト事業を組み合わせることによる、効果的な施策の推進を図る。
- (5) 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化による取組みを推進する。
- (6) 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- (7) 既存の社会資本を有効活用する等、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- (8) 「第2期滑川市総合戦略」に基づく人口減少対策などの取組みを通じて、強靱化を推進する担い手を確保する。
- (9) 女性・高齢者・子ども・障がい者・外国人等に十分配慮して施策を推進する。

3 「事前に備えるべき目標」の設定

基本法第9条では脆弱性評価を行う旨の方針が示されており、そのためには最悪の事態を想定し、それに備えるための目標を設定することが必要となる。

本計画においては、基本計画を参考に、本市内外で想定されるリスクや、リスクの発生直後の復旧・復興の流れを踏まえ、8項目の「事前に備えるべき目標」を設定することとする。

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン・燃料供給関連施設・交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。



中心市街地



離岸堤が並ぶ沿岸部西側



広い川幅の早月川下流部



早月川中流部



直線化された上市川下流部



上市川中流部と点在する振興住宅地

第3章 地域特性と対象とするリスク

1 地形的特性

本市は富山県の中央部からやや北東寄りに富山湾に面し位置する。東側は早月川を境界に魚津市と、南西側は郷川とこれに合流する上市川下流部を境界に上市町と富山市に接しており、面積は、54.62 平方キロメートルである。

地形は県南東部に山嶺を連ねる北アルプスを背景に、加積山麓階とよばれる旧扇状地の台地や上大浦を扇頂に扇端が海岸線に広がる新扇状地などによって構成されている。海岸線から約4キロメートルにわたっては平地が広がっており、海岸線はすべて平地と接続している。

沿岸部西側には歴史のある市街地が広がり、その他の平野部は田園地帯に住居が点在する散居村が広がっている。

位置	広さ	面積・海岸線・標高	
		面積	54.62 km ²
		海岸線	7.9 km
		標高（最高）	630m
北緯 36 度 41 分～北緯 36 度 47 分 東経 137 度 19 分～東経 137 度 27 分	東西 8.5 km 南北 8.5 km		

2 気象的特性

(1) 春

冬から夏への転換期で、初めは天候の変化が激しいが次第に春めいてくる。発達した低気圧が日本海を通ることが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水等が発生しやすい。

(2) 夏

梅雨前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天候が続く。後半は前線が日本海側まで北上し、大雨となることが多い。梅雨明け後は太平洋高気圧に覆われて天候が安定し暑い日が続くが、発達した積乱雲により、短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。

(3) 秋

移動性の高気圧に覆われて秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台風により、曇りや雨のぐずついた天候が続くこともある。晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山間部で降雪が始まり、平地では肌寒いしぐれ模様の天候となる。

(4) 冬

冬型の気圧配置により、曇りや雨、雪の日が多くなる。日本海上空に強い寒気が流れ込むと、雪の降る日が続く、降雪量が増えることもある。海上は波の高い日が多く、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

3 社会経済的特性

(1) 人口・世帯

令和3年3月現在、本市における総人口は33,085人、世帯数は12,591世帯となっている。人口は若干の減少傾向にあるが世帯数は増加傾向にあり、核家族化が着実に進行している。

また、近年では道路網の整備に伴い、国道8号と県道富山滑川魚津線（旧国道8号）周辺を中心に住宅地等の開発が進められている。それ以外の地域、特に中山間地及び沿岸部西側の市街地においては人口減少と高齢化が進行しており、災害時における初動体制及び避難体制等防災対策に多大な影響を及ぼすと考えられる。

(2) 市街地

沿岸部西側の市街地の一部では住宅等の老朽化・空き家化が進んでおり、こうした状況は災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となると考えられる。

(3) 交通機関の発達

鉄道の発展、北陸自動車道等の交通網の整備により移動の利便性が向上したが、自然災害による大規模な交通混乱の発生など、災害の2次被害へと進展することが懸念される。

(4) 生活環境の変化

生活様式の変化により電力・上下水道・携帯電話等のライフラインへの依存度が高まる中で、それらに災害による障害が発生した場合には、市民生活や経済活動、被災後の様々な支援活動等に大きな影響を及ぼす可能性がある。

(5) コミュニティ活動の停滞

核家族化の進展や集合住宅の増加など、社会構造の変化に伴い、特に新興住宅地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。

(6) 新型コロナウイルス感染症等の影響

令和2年1月に国内で初めて新規感染者が発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が、市民生活をはじめとした様々な活動に極めて大きな影響を及ぼす中で、災害対策の分野もその影響を大きく受け、消防・救助活動や避難所の開設・運営について、新型コロナウイルス感染症への対応が求められている。

4 計画の対象とするリスク

本市では、近年は大きな災害が少ないものの、過去には富山県内でも大地震や豪雪、豪雨等による大規模な自然災害が発生しているほか、大地震においては、津波の発生も想定される。このようなことから、本計画では地震・津波、風水害（強風・大雨・波浪・地すべり）、降雪の大規模自然災害を対象とする。

災害の危険性（滑川市地域防災計画より抜粋、一部加筆・修正）

(1) 地震災害の危険性

I 活断層

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所・規模・発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている県内の活断層については、以下のとおりである。

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| 1 跡津川断層帯 | 2 牛首断層帯 | 3 魚津断層帯 |
| 4 砺波平野断層帯西部 | 5 砺波平野断層帯東部 | 6 呉羽山断層帯 |
| 7 庄川断層帯 | | |

II 液状化

本市が、平成8年度に実施した「アセスメント調査」による、液状化の危険度予測結果は、以下のとおりである。

1 大規模な液状化が発生する区域

早月川沿いの地域、郷川沿いの地域、高知川沿いの地域、海岸沿いの地域の一部、上市川河口部及び上市川沿いの有金地内

2 中規模な液状化が発生する地域

滑川東地区、滑川西地区及び西加積地区並びに中加積地区の上市川沿いの地域

3 詳細な液状化の検討が必要な区域

西加積地区の上市川沿いの地域と滑川西地区

被害の想定

国及び県等が実施した調査の結果を踏まえ、大規模な活断層による内陸の直下型地震が発生した際の想定震度及び被害想定をおこなった。

①震度の分布 震度5強～7（詳細については地震ハザードマップ参照）

②地盤の液状化 液状化マップ（地震ハザードマップ裏面）記載

③被害の概要 危険度マップ（地震ハザードマップ裏面）記載

なお、地震発生時に通行を確保すべき道路として「富山県地域防災計画」に定める本市の緊急輸送道路については、これらの路線の沿道に災害時に道路閉塞が懸念される建築物が54件あり、緊急輸送道路の閉塞が懸念される。

災害の記録【地震】

富山県に關係する歴史地震は下表のとおりであり、中でも特に 1586 年の天正の大地震と 1858 年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが古文書等により確認されている。

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめていないが、氷見市の海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数メートル上で発見されるなど、有史以来、全く無かったという確証はない。

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観 5)		7 以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正 13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662(寛文 2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文 8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永 4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、展水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858(安政 5)	飛騨地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水	(5~6)
〃	(大町付近)	5.7	流出家屋多し	—

(「新編日本被害地震総覧〔増補改訂版〕宇佐美龍夫、1996 年」より抜粋)

震度 4 以上を記録した地震一覧

発生年	地震名	マグニチュード	主な県内の被害等	主な県内の震度
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	4: 富山市石坂、高岡伏木
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	4: 富山市
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	4: 富山市石坂
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	4: 富山市石坂、富山市八尾、氷見市(女良)
1993(平成 5)	石川県能登沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	4: 富山市、高岡伏木
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.1	被害なし	4: 小矢部市
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重症 1、軽傷 12、非住家一部損壊 5	5 弱: 富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村 4: 高岡市、魚津市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	傷者 1	4: 氷見市、舟橋村
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4: 小矢部市
2020(令和 2)	石川県能登地方	5.5	軽傷 2	4: 富山市、氷見市、舟橋村

2023(令和 5)	能登半島沖	6.5	軽傷 1	4 : 高岡市、氷見市、小矢部市。射水市、舟橋村 3 : 富山市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
2024(令和 6)	能登半島	7.6	重症 11、 軽傷 41 全壊 251、 半壊 776、 一部破損等 19,691 火災 5 断水 18,937	5 強 : 富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村 5 弱 : 滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町 4 : 魚津市、入善町

災害の記録【地震】

(2) 津波災害の危険性

I 想定した津波の概要

県は平成 23 年度に津波シミュレーションを実施したが、その後、平成 26 年 8 月に国土交通省等から、また、平成 27 年 10 月には東京大学地震研究所から、日本海域における新たな断層モデル等が公表された。

新たな科学的知見の公表を受け、県が平成 28 年度に実施した津波シミュレーション調査では、以下の断層の活動による津波の発生とそれによる被害を想定した。

II 対象断層

対象断層	想定地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖 ※ 3 つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m (最大クラス推定式)	長さ 86km 幅 23km
富山湾西側 ※ 2 つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m (最大クラス推定式)	長さ 43km 幅 18km
呉羽山断層帯	M7.4	2.77m (実測値)	長さ 35km 幅 22km

III 本市において想定される最高津波水位・到達時間・継続時間・浸水区域の予測結果

	糸魚川沖	富山湾西側	呉羽山断層帯
最高津波水位	3.1m	5.6m	6.8m
到達時間	16 分	9 分	3 分
継続時間	大きな津波は第 1 波のみ		
想定浸水区域	0.1 km ²	0.3 km ²	1.2 km ²
	重ね合わせ 1.2 km ²		

※資料「滑川市津波ハザードマップ」

被害の想定

国及び県等が実施した調査の結果を踏まえ、大規模な活断層による内陸の直下型地震が発生した際の被害を想定した。

①想定される被害の規模

津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

②想定される被害

糸魚川沖			富山湾西側			呉羽山断層帯		
木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
0	8	0	3	29	2	89	426	38

(3) 水害の危険性

I 河川氾濫等

過去の災害履歴等を参考にその状況を考察すると、7月から8月に多く、1日の降雨量が110ミリメートルを超すと、家屋の浸水被害、用排水路の氾濫による道路や田畑の冠水被害が発生しやすくなるため、内水災害に注意する必要がある。近年の平野部における宅地開発の進展により、農地による洪水防止機能の低下を原因とする内水災害にも注意が必要である。

また、河川の堤防が壊れたり、河川の水が堤防を越えて流入したりする外水災害が発生しやすい箇所として、本市においては河道の屈曲部及び合流地点付近が挙げられる。

※資料「滑川市洪水ハザードマップ」

被害の想定

50年に1度の確率で予想される大雨が降り、同時に全河川が破堤し、浸水する最悪の条件のもと、国及び県が作成した浸水想定区域図を基に浸水する範囲と深さを想定した。

①各河川において想定した条件（雨量）

河川名	予測の条件とした雨量	
	1年の間に発生する確率が 2%程度の場合 (計画規模)	1年の間に発生する確率が 0.1%程度の場合 (想定最大規模)
早月川	367.5 mm (24 時間)	724.2 mm (24 時間)
沖田川、中川	187.0 mm (24 時間)	813.0 mm (24 時間)
上市川	273.8 mm (24 時間)	758.0 mm (24 時間)
白岩川	233.0 mm (24 時間)	723.0 mm (24 時間)
常願寺川	498.0 mm (48 時間)	776.0 mm (48 時間)

②被害の概要 洪水ハザードマップ記載

市域の大半を占める早月川扇状地は、早月川が繰り返して起こした氾濫によって運ばれた土砂により成り立っていることからわかるように、本市では洪水の被害が多発してきた。昭和 27 年、昭和 44 年には大規模な水害が発生し、とりわけ昭和 44 年 8 月には 4 日間で 598 ミリメートルの降水量を記録。早月川・上市川の堤防が決壊するとともに、市街地においても中川・沖田川が氾濫し、住宅等へも甚大な被害を及ぼした。

近年の主な被害

年月日	種類	内容
2001(平成 13)年 6 月 29 日	大雨 雷雨	県内では沿岸部を中心に局地的に激しい雷雨となる。高岡市伏木では最大 74.5mm/h、日降水量 130.5mm を観測。市内では床下浸水 457 棟、市道改養寺森野新線が 20 メートルにわたって欠損したほか、落雷による出火で納屋と住宅の一部を焼いた。
2004(平成 16)年 9 月 7 日 ～ 8 日	強風	台風による強風となり、富山市では観測史上最高の 42.7m/s を観測。市内では住宅の一部損壊 3 件、納屋などの一部損壊 9 件、負傷者も発生。市内下梅沢では市指定文化財「立山杉の古木」が倒れた。
2008(平成 20)年 7 月 8 日	大雨	気圧の谷の停滞による影響で、激しい雷雨となる。市内では床上浸水 5 件、床下浸水 41 件の被害となった。
2012(平成 24)年 9 月 11 日	大雨	県東部を中心に激しい降雨となり、市内上小泉で 99mm/h を記録。市内では中川・沖田川流域で床上浸水 6 件、床下浸水 39 件の被害となった。
2016(平成 28)年 4 月 17 日	強風	前線を伴った低気圧が発達した影響で、未明よりフェーン現象により暴風となる。市内では死者 1 名、重傷者 1 名発生した。



決壊した堀江の堤防 / 滑川市立博物館
1969（昭和 44）年



浸水した市街地
2001（平成 13）年



浸水した市街地
2001（平成 13）年



浸水した市道のアンダーパス
2001（平成 13）年

災害の記録【風水害】

河川整備の記録

昭和 44 年の水害をきっかけとして、上市川や市街地を流れる小河川の改修工事が進められ、本市における水害対策は飛躍的に前進した。

また、宅地化が進む市街地近郊とその下流における^{いっすい}洪水対策として、平成 14 年度からは沖田川の改修事業が開始され、平成 29 年にはその第 1 期工事が完成した。

主な河川整備

河川名	期間	事業費	延長	概要
上市川	S45～H 1	約 60 億円	約 4.5km	堀江から下流の直線化、川幅の拡幅、橋梁の架替（8 橋）
中川（放水路）	S47～H14	約 76 億円	約 3.1km	宮窪 - 坪川新間に放水路を新設
田中川	S49～S58	約 8 億円 （※ 1）	約 2.0km	下梅沢 - 加島町間を改修（断面拡大）
沖田川（放水路 第 1 期）	H14～H29	約 37 億円	約 0.4km	下島 - 加島町間に放水路を新設
沖田川（放水路 第 2 期）	R 1～ （継続中）	約 12 億円 （見込み）	約 0.1km	下島地内で放水路を新設

※1 小林川の改修費用を含む



市街地の洪水対策 / 滑川市立博物館
中川放水路及び沖田川放水路（第1期）



完成した沖田川放水路（第1期）
2017（平成29）年



海側から見た沖田川放水路（第1期）
2017（平成29）年

河川整備の記録

Ⅱ 高波・高潮

北海道の東海上で低気圧が非常に発達・停滞すると、寄り回り波と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがあり、沿岸部に浸水・流失の被害が生じる危険性がある。

高潮による直接の被害の可能性は低いが、低気圧等による潮位の上昇や降雨による河川上昇等の状況によっては、沿岸部河川沿いで内水による浸水被害が生じる可能性がある。

災害の記録【波浪】

かつて、滑川沿岸は県内有数の浪害多発地帯であり、特に冬期には寄り回り波などにより、家屋の破損や浸水など、多くの被害が発生していた。

近年は海岸線のほぼ全てに築造された護岸や市街地の沖合を中心に多数築造された離岸堤などの海岸保全施設の整備により被害の発生は少なくなっている。

近年の主な被害

年月日	内容
1979(昭和54)年3月31日	富山湾沿岸に寄り回り波が襲来。高月海岸で釣り人・警察官の死者4名発生。
1991(平成3)年2月15日～18日	寄り回り波が県東部沿岸に襲来。市内では負傷2名、床上浸水9件、うち一部破損3件、1.3haの農地が冠水した。滑川漁港灯台が倒壊し、県水産試験場でも設備の損壊等の被害が発生した。
2008(平成20)年2月24日	寄り回り波が県東部沿岸を中心に襲来。市内では漁港周辺の海岸施設の損壊や漁船・漁網への被害が発生。



市街地沿岸を襲う高波 / 滑川消防署
1991（平成3）年



護岸を超えて流入する海水 / 滑川消防署
1991（平成3）年

災害の記録【波浪】

(4) 土砂災害の危険性

過去の土砂災害を調査した結果によると、本市では土砂災害の発生は少ないが、地形から土砂災害の発生する可能性のある地域は、菟輪・東福寺・東福寺野・小森・大浦・大日・本江の地域である。

①地すべり危険箇所	菟輪・東福寺・大浦・千鳥・東福寺野・小森
②急傾斜地崩壊危険箇所	菟輪・東福寺・大浦・本江・小森・大崎野
③土石流危険区域	菟輪・小森・本江

※資料「滑川市土砂災害ハザードマップ」

(5) 雪害の危険性

過去の雪害を調査した結果によると、本市では雪崩の発生は少ないが、地形から雪崩の発生する可能性が高い地域は、大浦・菟輪・東福寺・本江・小森である。

短時間のうちに大量の降雪があった場合、道路や鉄道の除排雪能力を超過し、交通が麻痺するだけでなく、道路で多数の車両が立ち往生する危険性がある。

また、過去には側溝や排雪溝への排雪の集中や気温上昇による融雪により、市街地において^{いっすい}溢水が発生し、住宅への浸水被害も発生している。

災害の記録【雪害】

降雪・積雪は年によってばらつきがあるものの、長期的には減少傾向にあると思われる。令和3年1月のように、数十年ぶり的大雪となることもあることから、今後も留意が必要である。

近年の主な被害

年月	内容
1981(昭和56)年1月	昭和56年豪雪。市内田中町で104cmの積雪となり、市は雪害

	対策本部を設置した。市内では負傷者 6 名、家屋の半壊 1 件、一部損壊 1 件、床上浸水 1 件、床下浸水 134 件発生。
1985(昭和 60) 年 1 月	市内上小泉で 126cm の積雪となり、市は雪害対策本部を設置した。床下浸水 5 件発生。
2006(平成 18) 年 1 月	平成 18 年豪雪。市内上小泉で 74cm の積雪となり、負傷者も発生した。
2021(令和 3) 年 1 月	1 月上旬に短期間で激しい降雪があり、市内上小泉で 104cm の積雪を観測した。市内では複数の農業用ビニールハウスが倒壊し、負傷者 3 名も発生した。
2025(令和 7) 年 2 月	2 月上旬に寒波の影響により富山県内は大雪となり、市内では負傷者 2 名、複数の農業用ビニールハウスが倒壊する被害が発生した。



大雪に見舞われる市街地 / 滑川市立博物館
1981(昭和 56) 年



大雪に見舞われる市街地
2021(令和 3) 年

災害の記録【雪害】

第4章 脆弱性評価と推進方針

1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においても、本市の地域特性を考慮し、計画策定に際して対象となるリスクを踏まえ、第2章で設定した8項目の「事前に備えるべき目標」に基づく23の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、関連する現行の施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、事態の回避に向け、脆弱性と対策について分析・評価を実施することとする。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
6	ライフライン・燃料供給関連施設・交通ネットワーク	6-1	上水道・下水道・農業用水の長期間にわたる機能停止

	等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	地域交通網等の交通インフラ・防災インフラの長期間にわたる機能不全及び機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生、沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-2	防災インフラ・天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家・コーディネーター・労働者・地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-5	信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

2 施策分野

強靱化に向けて実施する各施策については、以下に設定した個別分野ごとに分類して検討を実施する。また、横断的分野として老朽化対策・冗長化対策を設定する。

施策分野別の主な推進項目

	施策分野	項目
個別分野	行政機能	業務継続、情報の収集・伝達、消防・救急
	医療・福祉	医療・保健、避難所・備蓄、福祉
	産業・経済	農業・水産業、事業者、物流・流通、ライフライン
	都市機能・インフラ	都市防災、道路・交通、河川・海岸施設、土砂災害対策施設、上水道・下水道、災害廃棄物・衛生、住宅等建造物、文化財
	地域防災・復興	地域防災、復興
横断的分野	老朽化対策	公共施設や各種インフラの長寿命化・耐震化
	冗長化対策	情報伝達手段の確保・強化

3 施策分野ごとの脆弱性評価と推進方針

個別分野 ※横断的分野については、該当項目に記載

(1) 行政機能

I 業務継続

1 庁舎等公共施設の適切な維持管理・修繕が必要【老朽化】

- (1) 「滑川市公共施設等総合管理計画」等に基づく計画的な修繕による庁舎等公共施設の長寿命化を推進する。
- (2) 各施設における日常点検を実施し、施設・機器の適切な維持管理に努めるとともに、災害対策本部となる市庁舎・市民交流プラザにおいては、非常用電源装置の動作確認や燃料の残量確認を定期的を実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-1、3-1、7-1

2 関係者の対応能力の向上、障害発生時の早期復旧に向けた訓練が必要

- (1) 災害時に災害応援協定締結事業者や関係機関への支援要請等を的確に実施するため、情報伝達訓練等を実施し、対応能力の向上を推進する。
- (2) 災害対策本部・消防・警察・自衛隊等の救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者・資機材等の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、医療機関を含む各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-1、2-2、6-1

3 庁舎及び各公共施設における防災訓練の実施が必要【冗長化】

- (1) 有線通信の途絶に対応するため、防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話等を使用した災害時の通信訓練を実施する。
- (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画の策定及び避難確保計画に基づいて実施する避難訓練を支援する。
- (3) 職員の被災による行政機能の大幅な低下に備え、職員を対象とした避難訓練を実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 3-1

4 「滑川市業務継続計画」(BCP)等の効果的な運用が必要

- (1) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のための準備体制を定めた「滑川市業務継続計画」(BCP)を必要に応じて見直し、実効性を高める。
- (2) 災害時の初動体制の確認及び職員の防災意識向上を図るため、人事異動に合わせて「滑川市職員災害時初動マニュアル」及び職員初動カードの内容の再確認や更新などを実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 3-1

Ⅱ 情報の収集・伝達

1 災害情報の確実かつ迅速な収集・伝達が必要【冗長化】

- (1) J-ALERT や防災行政無線・緊急速報メール・メール配信システム等を用いて、災害情報の確実かつ迅速な収集・伝達を実施するため、各種システムを適正に維持管理するとともに、情報収集・伝達訓練を実施する。
- (2) 災害情報の収集・伝達手段の更なる多重化を図ることを目的として、ソーシャルネットワークワーキングサービス等の活用について検討する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-2、2-4、4-1、7-1、7-2

2 庁舎内の電算システム、庁舎内外のネットワーク機能を維持することが必要【冗長化】

- (1) 災害時に庁舎内の電算システム、庁舎内外のネットワークが機能不全に陥らないよう、設備の代替性の確保やクラウドサービス利用等、耐災害性を高めるための対策を講じるとともに、機能の早期復旧に向けた庁内体制の構築を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 3-1、4-1

Ⅲ 消防・救急

1 消防資機材・施設等の充実が必要

- (1) 人命救助や人的・物的被害の軽減のため、被害想定に応じて必要な消防車両や消防活動用資機材の充実を推進する。
- (2) 災害発生時に救助・救急活動の拠点となる消防庁舎の機能強化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-2、7-1、7-2

2 消防職団員の確保が必要

- (1) 消防力の整備指針（平成 12 年 1 月 20 日 告示第 1 号）にて示されている消防隊等の人員の確保に努める。
- (2) 消防団員数を増加し、災害対応能力の向上及び地域への防災指導力の強化を図るため、市民への機能別消防団員、女性消防団員制度の積極的な周知を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-2、1-5、2-2、7-1、7-2

3 消防水利の充実、維持管理が必要【老朽化】

- (1) 消火栓等消防水利の充実を図るとともに、河川・水路等の自然水利の利用を推進する。
- (2) 老朽化により使用不能または破損事故等が発生しないよう、消火栓の道路改良や水道管更新時に合わせた更新を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-2、2-2、7-1

4 消防相互応援協定等に基づく広域連携、警察・自衛隊との連携の充実が必要

- (1) 消防防災航空隊や他市町等と防災訓練を共同開催し、災害時の協力体制の構築を推進する。
- (2) 大規模な災害への対応を念頭に、富山県総合防災訓練等を通して警察・自衛隊と合同で訓練を実施し、連携体制の構築を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-2、7-1、7-2

5 関係機関との連携の推進が必要

- (1) 災害時の救助・救急活動や電力・情報通信等のライフライン復旧の支援要請を迅速に実施するため、各種関係機関・災害応援協定締結事業者等との情報共有体制の構築等、連携強化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-1、3-1、4-1

数値目標

	指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
1	市有財産維持管理費による営繕・修繕件数	30 件	35 件	財政課
2	無線放送吹鳴エラー件数	0 件	0 件	防災危機管理課
3	防災行政無線（移動系）の年間通信訓練回数	1 回	2 回	防災危機管理課
4	滑川市消防団員数	299 人	330 人	防災危機管理課
5	消火栓修繕件数	2 件	2 件	防災危機管理課

関係する主な計画等

- 1 滑川市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和12年度）
- 2 滑川市業務継続計画
- 3 滑川市職員災害時初動マニュアル
- 4 滑川市情報セキュリティポリシー

(2) 医療・福祉

I 医療・保健

1 災害時にも救急医療をはじめとした必要な医療措置が継続的に提供されることが必要

- (1) 大規模災害が発生した場合でも迅速に傷病者へ医療措置が実施できるよう、地域医療の核となる厚生連滑川病院の設備・資機材の充実に対して支援を実施するとともに、厚生連滑川病院を中心とした医療提供体制の構築に向け、県・滑川市医師会等関係機関と連携を取りながら、支援を実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-3

2 公衆衛生関係者や地域福祉人材の災害対応能力の向上が必要

- (1) 保健師等の公衆衛生関係者や地域福祉人材による被災者への心身のケア、インフルエンザなどの感染症・エコノミークラス症候群・高齢者を中心とした心身機能低下に対する予防措置の提供など、健康維持体制の構築を目的とした研修・訓練を実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-3、2-4、2-5

3 DMAT との連携体制の構築が必要

- (1) 災害時の迅速な救命活動を可能とする体制の構築を目的として、DMAT と共同し災害医療訓練等の各種訓練を実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-2、7-1、7-2

4 給水体制の整備が必要

- (1) 災害による大規模断水が発生した際に円滑な給水活動を実施するため、複数の配水池に非常用給水栓を設けるとともに、給水タンク等必要な資機材の整備を実施する。
- (2) 関係機関や近隣自治体との連携を密にし、相互の応援体制の強化を図るとともに、災害時応援協定の締結を推進する。
- (3) 各家庭や事業所での災害時における飲料水・生活用水の備蓄の啓発を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-1

II 避難所、備蓄

1 迅速な避難所の開設や避難生活の長期化に向けた支援体制が必要

- (1) 避難所の迅速な開設に必要な情報連絡体制等を確認するため、自治会連合会等による避難所開設訓練に対する支援を実施する。
- (2) 様々なニーズに応えるためのワンストップ相談窓口の開設等、被災者が必要な支援を迅速かつ円滑に受けられるよう、支援体制の構築を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-5

2 避難所の機能維持や災害用備蓄品・防災資機材の充実強化が必要【老朽化】

- (1) 避難所となる建物・付属設備の適正な維持管理と計画的な更新を実施するとともに、幅広い災害に対応できるよう、災害用備蓄品や防災資機材の見直し・充実・更新を定期的に実施する。
- (2) Wi-Fi の活用等、避難所における情報提供のあり方について検討し、必要に応じて整備を実施する。
- (3) 災害の規模・種類に応じた避難所のあり方について想定するとともに、開設・運営に必要な人員の配置について検討する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-5

3 避難所における感染症予防対策が必要

- (1) 「避難所運営 BOOK」の新型コロナウイルス等の感染症対策に基づいた避難所の運営に必要な手順等について確認する訓練を実施するとともに、必要に応じて物資・資機材等の見直しを実施する。
- (2) 避難所を含む被災地における大規模な感染症の流行を防止するため、平時から感染症予防に資する各種の施策を推進する。
- (3) 指定避難所等において必要となる仮設トイレの数を把握し、汚物が円滑に処理される体制の構築を推進する。
- (4) 必要に応じて実施する消毒・防疫作業について、衛生資材等の必要数の把握及び体制の構築について検討する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-4、2-5

4 受援計画の効果的な運用の推進が必要

- (1) 全国からの人的・物的支援の円滑な受け入れについて定めた「滑川市災害時受援計画」を必要に応じて見直し、その実効性を高める。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-3、3-1

5 備蓄倉庫や家庭における食糧等備蓄の推進が必要

- (1) 備蓄倉庫における飲料水・食糧・その他必要となる物資等の備蓄品の充実強化を推進する。
- (2) 要配慮者（避難行動要支援者）が必要とする福祉用具や非常食、衛生用品等の備蓄品の充実強化を推進する。
- (3) 家庭や民間事業所における飲料水・食糧・その他必要となる物資等の備蓄について啓発を推進する。
- (4) 県・流通事業者・地域団体等と連携した備蓄を総合的に推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-1

Ⅲ 福祉

1 要配慮者の支援体制の強化が必要

- (1) 災害時に避難行動要支援者への支援が迅速かつ円滑におこなわれるよう、個別避難計画の策定を進める。
- (2) 自治会連合会・民生委員児童委員協議会等の関係機関と個別避難計画等の避難行動要支援者に関する情報共有を推進する等、要配慮者の支援体制の強化を推進する。
- (3) 社会福祉施設・医療施設等の要配慮者利用施設において、要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保に必要な避難確保計画の策定に対する支援を実施する。
- (4) 外国籍者等に対する避難所への誘導・防災情報の提供等、支援体制の強化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-5、4-1、7-1、7-2

2 介護サービス事業者の業務継続に向けた計画等の策定が必要

- (1) 災害が発生した場合においても、必要なサービスが継続して提供される体制を構築するために、介護サービス事業者による事業継続計画（BCP）の策定、必要な研修・訓練に対する支援を実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-3、2-5

3 高齢者や要援護世帯の除排雪支援のための体制の構築が必要

- (1) 地域住民の協力による地域ぐるみ除排雪活動を支援することにより、高齢者・要援護世帯や生活道路の除雪における協力体制の構築を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-6

4 災害ボランティア活動の環境整備が必要

- (1) 災害ボランティア活動の円滑な展開のため、受入体制の整備等、滑川市社会福祉協議会等の関係機関と連携するとともに、専門的技術や知識を有した災害救援ボランティアの育成を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-3、2-5、8-2

5 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要

- (1) リ災証明書の発行・ライフラインの早期復旧・仮設住宅や仮設店舗の供給に向け、庁内体制の構築・関係機関との体制整備等を推進する。
- (2) 被災者の早期の生活再建に必要な施策の迅速な実施に向け、県・ハローワーク・金融機関等との情報共有等、連携強化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-5、8-5

数値目標

	指標	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	担当課
1	災害対応能力研修の実受講者数	0 人	3 名	市民健康センター
2	手指消毒剤の備蓄量 (500ml 換算) ※現況値は令和 2 年 4 月現在	58 本	500 本	防災危機管理課
3	アレルギー対応の備蓄食糧数	0 食	2,000 食	防災危機管理課
4	配水池にて整備する給水タンク数	4 個	8 個	上下水道課
5	地域ぐるみ除雪機械導入助成事業による除雪機補助数	1 件	1 件	建設課
6	個別避難計画作成優先度の高い人について、個別避難計画作成済みの人の割合	0 %	100%	福祉課

関係する主な計画等

- 1 滑川市水道事業ビジョン (平成 27 年度～令和 6 年度)
- 2 防災情報・避難所運営 BOOK
- 3 滑川市災害時受援計画
- 4 滑川市地域福祉計画 (令和 4 年度～令和 8 年度)
- 5 滑川市高齢者福祉計画 (令和 6 年度～令和 8 年度)
- 6 滑川市障害者福祉計画 (令和 6 年度～令和 11 年度)

(3) 産業・経済

I 農業、水産業

1 農業水利施設等の長寿命化を図ることが必要【老朽化】

- (1) 国・県・施設管理者（各土地改良区）と連携し、取水施設・用排水路等の農業水利施設の長寿命化を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 5-1、6-1

2 漁港施設の長寿命化を図ることが必要【老朽化】

- (1) 国・県と連携し、ストックマネジメントを活用した滑川漁港・高月漁港施設の長寿命化を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 5-1

II 事業者

1 中小企業等の持続的な発展が必要

- (1) 地域経済と地域コミュニティを支える中小企業を持続的に発展させるため、地域における多様な主体との連携・協働を推進する。
- (2) 事業資金の融資制度を拡充するなど、県・金融機関等と連携し中小企業への資金供給の円滑化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 5-1

2 中小企業等の事業継続に資する施設の整備が必要

- (1) 県・金融機関等と連携し、災害の影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入等を実施する中小企業者に対して、資金供給の円滑化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-5

3 中小企業等の事業継続計画（BCP）策定の促進が必要

- (1) 危機管理の手法である事業継続計画（BCP）策定の普及促進を図るため、滑川商工会議所と連携し周知・啓発を推進する等、事業者による策定を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 5-1、8-5

III 物流・流通

1 道路ネットワークの強化・整備が必要【老朽化】

- (1) 避難路・緊急輸送道路の確保のため、国・県等関係機関と連携して、各道路管理者による代替性が確保された道路ネットワークの形成を促進する。
- (2) 「滑川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に市道橋の長寿命化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-1、2-2、5-1、6-2、7-1、7-2、8-1

2 公共交通機関の輸送設備の整備と輸送の確保に向けた総合的な対策が必要【老朽化】

- (1) 災害時の早期復旧及び復旧までの間の代替措置が速やかに実施されるよう、鉄道事業者との情報伝達等の体制の構築を推進する。
- (2) 鉄道事業者による線路・橋梁等関係施設の適正な維持管理や長寿命化・耐震化対策の実施を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」	5-1、6-2
----------------------	---------

IV ライフライン

1 ライフラインの確保が必要

- (1) 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制の構築を推進する。
- (2) 災害時に燃料や食料等の不足に陥り、応急対策の遅れや市民生活の混乱等が生じないよう、平時から災害応援協定締結事業者等との連絡体制の強化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」	2-1、2-3、5-1
----------------------	-------------

数値目標

	指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
1	農業用施設等整備事業による修繕箇所数	3件	3件	建設課
2	経営指導員による経営指導件数	1,000件	1,000件	商工企画課
3	工業振興事業補助金	10件	36件 (5年間)	商工企画課
4	橋梁の長寿命化対策(修繕)	17/71橋	29/71橋	建設課

関係する主な計画等

- 1 滑川市橋梁長寿命化修繕計画(平成31年度～令和10年度)
- 2 滑川市森づくりプラン(平成29年度～令和8年度)

(4) 都市機能・インフラ

I 都市防災

1 災害に強いまちづくりを推進することが必要

- (1) 都市計画マスタープランに基づき、各種災害に備え、防災体制を強化することにより、誰もが安全で安心して生活を送ることができる災害に強いまちづくりを推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、6-1、6-2、7-1、7-2

II 道路・交通

1 道路・橋梁等の適切な維持管理・修繕が必要【老朽化】

- (1) 災害時における避難路・緊急輸送道路としての機能を発揮できるよう、各種長寿命化計画に基づき、道路・橋梁等の計画的な修繕の実施等の維持管理を適切に実施する。
- (2) 国道・県道（橋梁含む）について、道路管理者による適切な維持管理を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-5、2-1、2-2、2-3、5-1、6-2、7-1、7-2、8-1

2 除雪体制の確保が必要

- (1) 「道路除雪計画」に基づき、関係機関と連携を取り、道路の除排雪を適切に実施する。
- (2) 安定的な除雪体制を構築する必要があることから、建設業者の経営の安定化を支援することにより除雪オペレーターや除雪機械の確保に努めるとともに、市有除雪機械の計画的な更新を実施する。
- (3) 降積雪等により生活道路の通行に支障をきたすことがないように、地域ぐるみの除排雪活動を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-6、2-1、2-2、2-3、5-1、6-2、8-1

III 河川・海岸施設

1 河川改修など総合的な治水対策の促進が必要【老朽化】

- (1) 市街地等における局地的な大雨による浸水被害や土砂災害の軽減を図るため、河川・都市下水路・排水路等の各管理者が連携しながら総合的な治水対策を推進する。
- (2) 浸水被害や土砂災害を未然防止するため、河川の^{しゅんせつ}浚渫や樹木の伐採などを実施するとともに、河川・水路の改修による流下能力の向上を推進する。
- (3) 水門等の河川管理施設の定期的な点検や予防的修繕により、長寿命化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-4、1-5、2-1、6-1、6-2、7-2

2 森林・農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要

- (1) 森林の多面的機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、期待される機能や地理的条件等に配慮し、それぞれの望ましい姿に向けた適切な森林整備・保全を推進する。

- (2) 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援し、農地の保全を推進する。
- (3) 鳥獣被害による地域の農地や森林の荒廃を防止し、多面的機能を維持していくため、鳥獣の侵入防止や、捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-4

3 海岸保全施設の耐震化等の機能強化が必要【老朽化】

- (1) 未然の災害防止を図るため、市管理海岸である高月漁港海岸をはじめ、施設管理者による海岸保全施設の耐震化等の機能強化を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-3、6-2

IV 土砂災害対策施設

1 土砂災害対策事業の促進が必要

- (1) 土砂災害の未然防止を図るため、県による砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策の実施を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-5、2-1、7-2

V 上水道・下水道

1 上水道施設や水道本管の耐震化・老朽化対策が必要【老朽化】

- (1) 消防水利やライフラインとしての機能を維持するため、優先度に従い、上水道施設（水源・配水池等）や管路の耐震化、老朽化対策を実施する。
- (2) 水道本管のループ化を行い、断水時の影響範囲を最小限に抑える機能強化を実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、5-1、6-1、7-1、8-5

2 下水道施設や下水管の適正な維持管理・耐震化等、災害時に汚水を処理する体制の整備が必要【老朽化】

- (1) 下水道施設（浄化センター、第2中継ポンプ場、第3中継ポンプ場及び高塚ポンプ場等）の耐震診断の実施とそれに基づく耐震化工事を実施するとともに、施設内設備の適切な維持管理を推進する。
- (2) 耐用年数を考慮した上で優先順位を定め、既存の下水管の段階的な耐震化を推進する。
- (3) 優先実施業務、調査及び応急復旧対応を依頼する連絡体制及び汚水処理の緊急措置の事前確認のための訓練を実施する。
- (4) 災害時においても水質保全や衛生的な生活環境を確保するため、未普及地域における公共下水道の整備、下水道整備計画区域外での合併処理浄化槽への転換を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 2-4、2-5、6-1

VI 災害廃棄物・衛生

- 1 「滑川市災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物の収集運搬・処理体制の整備が必要
 - (1) 収集運搬ルートを選定や仮置場の候補地の選定を行い、関係団体との協力体制や連絡体制の構築について検討する。
 - (2) 県・関係機関と連携して有害物質取扱事業所を調査し、有害物質の保管場所や保管方法の把握に努める。
 - (3) 被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体との協力・連携による処理が必要となることから、相互協力体制の構築を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-1

2 ごみ減量化の取組みが必要

- (1) 富山地区広域圏事務組合の焼却施設やごみ処理施設において災害廃棄物等を円滑に処理するため、平常時から3R（リデュース・リユース・リサイクル）にリフューズ（不要なものを断る）を加えた4Rの取組みを市民に広く周知し、ごみ減量化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-1

VII 住宅等建造物

1 耐震基準を満たしていない住宅・建築物の耐震化が必要

- (1) 「滑川市耐震改修促進計画」に基づき、必要な施策の実施や地震に対する安全性向上に関する啓発活動を実施する等、総合的に住宅・建築物の耐震化を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-1、7-1

2 空き家の適正な管理の推進が必要

- (1) 「滑川市空家等対策計画」に基づき、所有者による空き家の適正な管理の促進に向けた周知・啓発、空き家バンクの活用等、総合的な空き家対策を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-1、1-2、7-1

VIII 文化財

1 文化財建造物・有形文化財所蔵施設の耐震化・長寿命化が必要【老朽化】

- (1) 耐震診断及び改修に係る費用に対する補助制度の周知を図るとともに、「滑川市耐震改修促進計画」等に基づき、総合的に文化財建造物の耐震化を促進する。
- (2) 博物館において展示・収蔵している文化財については、資料の形態や状況に応じて必要な対策を講じ、災害による損傷の防止に努める。
- (3) 市有文化財建造物・有形文化財所蔵施設の防災設備の点検等を適切に実施するとともに、民間所有の文化財建造物については、関係機関と連携し、防災設備設置の周知を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-3

2 伝統文化の保存・継承の推進が必要

- (1) 伝統文化継承事業を推進するとともに、災害時の支援体制の構築を推進する。
- (2) 伝統文化の継承を確実なものとするため、各種媒体での資料等の記録・保存を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-3

3 地域コミュニティの活性化が必要

- (1) 伝統文化継承の主体を担う地域コミュニティの活性化を図るため、必要な支援を実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-3

数値目標

	指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
1	自然災害による死者数	0人	0人	防災危機管理課
2	道路補修事業による補修延長	400m	400m	建設課
3	除雪延長	194km	195km	建設課
4	治水対策実施延長	2,622m	2,622m	建設課
5	森林経営管理制度に基づく森林整備面積	0ha	24ha (5年間)	農林課
6	管路の耐震化率(上水道)	79.0%	80.2%	上下水道課
7	污水处理人口普及率	95.3%	98%	上下水道課
8	家庭系ごみの排出量	745g/人・日	720g/人・日	生活環境課
9	補助金を活用した木造住宅耐震改修件数	2件	4件	都市計画課
10	郷土芸能活性化事業による舞踊の伝習会の実施回数	30回	30回	生涯学習・スポーツ課

関係する主な計画等

- 1 滑川市都市計画マスタープラン(平成28年9月～令和17年度)
- 2 滑川市橋梁長寿命化修繕計画(平成31年度～令和10年度)
- 3 滑川市舗装長寿命化計画(令和3年度～令和12年度)
- 4 道路除雪計画
- 5 滑川市水道事業ビジョン(平成27年度～令和6年度)
- 6 下水道施設管理計画(令和3年度～令和12年度)
- 7 滑川市災害廃棄物処理計画
- 8 滑川市耐震改修促進計画(平成30年度～令和7年度)
- 9 滑川市空家等対策計画(令和3年度～令和7年度)

(5) 地域防災・復興

I 地域防災

1 自主防災活動の強化等を通じた地域防災力の向上が必要

- (1) 各自主防災組織等が実施する防災訓練を支援することにより、自主防災組織の能力向上と活性化を促進するとともに、自主防災組織が未設立の町内会（自治会）に対しては、設立に向けた支援を継続的に実施する。
- (2) 各自主防災組織の資機材整備に要した経費を支援することにより、自主防災組織の設備の充実を促進する。
- (3) 地域住民による自主防災組織と連携した防災訓練等の実施を促進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-2、7-1、7-2、8-3

2 防災・減災に係る人材育成等の強化が必要

- (1) 地域における防災行動力の向上を図るため、防災リーダー等の防災・減災に係る人材育成等の強化を推進する。
- (2) 避難所における男女別トイレや授乳室の設置等、女性の視点を取り入れた災害対応の充実のため、防災・減災に係る女性人材の育成・確保を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」

1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、7-1、7-2、8-2

3 市民の防災意識の向上を図るための訓練や啓発活動が必要

- (1) 県と共同し、総合的な防災訓練を実施するとともに、各自主防災組織が実施する避難所開設・運営訓練や各種災害に応じた避難訓練に対する支援を実施する。
- (2) より多くの市民へ災害情報を伝達するために、滑川市メール配信サービスの登録者数の増加や防災ラジオの普及を促進する。
- (3) 防災講座等の機会を捉えて「防災情報・避難所運営 BOOK」や各種ハザードマップを用いて指定避難所の所在地をはじめとした防災情報・防火情報の周知・啓発を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、7-1、7-2

II 復興

1 仮設住宅・事業用地・仮店舗・仮事業所等の整備候補地の確保が必要

- (1) 仮設住宅等の整備候補地について、あらかじめ市有地を中心に選定を推進するとともに、大規模災害を想定し、民有地を活用した整備についても検討する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-4

2 仮設住宅・事業用地・仮店舗・仮事業所等の整備のための支援体制が必要

- (1) 過去の災害復旧の事例を研究し、国・県と連携した支援体制が速やかに構築できるよう、情報の共有化など体制強化を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-4

3 建設業者の担い手の確保、育成が必要

- (1) 復旧・復興の中心的役割を果たす建設業を担う人材の確保・育成のため、必要な施策を講じることにより建設業者の収益性向上を図り、魅力ある建設業の確立の支援を実施する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-2、8-4

4 関係団体との連携強化が必要

- (1) 災害応援協定締結団体を中心に、仮設住宅等の早期整備に向けた連携体制の構築を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-4

5 地籍調査の実施が必要

- (1) 仮設住宅等の候補地の選定や整備、被災地における住宅等の再建が早急かつ円滑に実施されるよう、必要な地域において、地籍調査を推進する。

対象となる「起きてはならない最悪の事態」 8-4

数値目標

	指標	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
1	自主防災組織の防災訓練実施率	54%	60%	防災危機管理課
2	防災士資格取得者	52人	70人	防災危機管理課
3	飲料水の備蓄量	9,420ℓ	11,200ℓ	防災危機管理課
4	地籍調査事業の現地確認	0.03 km ²	0.06 km ²	都市計画課

関係する主な計画等

- 1 滑川市業務継続計画
- 2 滑川市災害時受援計画

4 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価と推進方針

	(1) 行政機能									
	Ⅰ 業務継続				Ⅱ 情報の収集・伝達		Ⅲ 消防・救急			
	1 庁舎等公共施設の適切な維持管理・修繕【老朽化】	2 関係者の対応能力の向上、障害発生時の早期復旧に向けた訓練の実施	3 庁舎及び各公共施設における防災訓練の実施【冗長化】	4 業務継続計画（BCP）、職員災害時初動マニュアルの効果的な運用	1 災害情報の確実かつ迅速な収集・伝達【冗長化】	2 庁舎内の電算システム、庁舎内外のネットワーク機能の維持【冗長化】	1 消防資機材・施設等の充実	2 消防職団員の確保	3 消防水利の充実、維持管理【老朽化】	4 消防相互応援協定等に基づく広域連携、警察・自衛隊との連携の充実
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○				○		○			○
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生					○		○	○	○	○
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生					○		○			○
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生					○		○			○
1-5 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生					○		○	○		○
1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生					○		○			○
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		○								
2-2 自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		○			○		○	○	○	○
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺										
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生					○					
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生										
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○		○	○		○				
4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態					○	○				
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺										
6-1 上水道・下水道・農業用水の長期間にわたる機能停止		○								
6-2 地域交通網等の交通インフラ・防災インフラの長期間にわたる機能不全及び機能停止										
7-1 地震に伴う市街地の大量火災の発生による多数の死傷者の発生、沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	○				○		○	○	○	○
7-2 防災インフラ・天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生					○		○	○		○
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態										
8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態										
8-3 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失										
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態										
8-5 信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響										

	(1) 行政機能	(2) 医療・福祉								
	Ⅲ 消防・救急	Ⅰ 保健・医療				Ⅱ 避難所、備蓄				
	進 5 関係機関との連携の推進	1 災害時にも救急医療をはじめとした必要な医療措置の継続的な提供	2 公衆衛生関係者や地域福祉人材の災害対応能力の向上	3 DMATとの連携体制の構築	4 給水体制の整備	1 迅速な避難所の開設や避難生活の長期化に向けた支援体制の構築	2 避難所の機能維持や災害用備蓄品・防災資機材の充実強化（老朽化）	3 避難所における感染症予防対策の実施	4 受援計画の効果的な運用の推進	5 備蓄倉庫や家庭における食糧等備蓄の推進
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生				○						
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生				○						
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生				○						
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生				○						
1-5 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生				○						
1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生				○						
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	○				○					○
2-2 自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				○						
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		○	○						○	
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			○					○		
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			○			○	○	○		
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○								○	
4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○									
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺										
6-1 上水道・下水道・農業用水の長期間にわたる機能停止										
6-2 地域交通網等の交通インフラ・防災インフラの長期間にわたる機能不全及び機能停止										
7-1 地震に伴う市街地の大量火災の発生による多数の死傷者の発生、沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺				○						
7-2 防災インフラ・天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生				○						
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態										
8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興でなくなる事態										
8-3 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失										
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態										
8-5 信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響										

	(2) 医療・福祉					(3) 産業・経済				
	Ⅲ 福祉					Ⅰ 農業、水産業		Ⅱ 事業者		
	強化 1 要配慮者の支援体制の	策定 2 介護サービス事業者の業務継続に向けた計画等の	構築 3 高齢者や要援護世帯の除排雪支援のための体制の	の環境整備 4 災害ボランティア活動	建を支援する体制の構築 5 被災者の早期の生活再	命化【老朽化】 1 農業水利施設等の長寿	2 漁港施設の長寿命命化【老朽化】	発展 1 中小企業等の持続的な	2 中小企業等の事業継続に資する施設の整備	計画（BCP）策定の促進 3 中小企業等の事業継続
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○									
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○									
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	○									
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○									
1-5 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○									
1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	○		○							
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止										
2-2 自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足										
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		○		○						
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生										
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○	○		○	○					
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下										
4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○									
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺						○	○	○		○
6-1 上水道・下水道・農業用水の長期間にわたる機能停止						○				
6-2 地域交通網等の交通インフラ・防災インフラの長期間にわたる機能不全及び機能停止										
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生、沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	○									
7-2 防災インフラ・天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	○									
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態										
8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興でなくなる事態				○						
8-3 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失										
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態										
8-5 信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響					○				○	○

	(3) 産業・経済			(4) 都市機能・インフラ						
	Ⅲ物流・流通		Ⅳ ライフ ライン	Ⅰ 都市防 災	Ⅱ道路・交通		Ⅲ河川・海岸施設			Ⅳ土砂 災害対 策施設
	1 道路ネットワークの強 化・整備【老朽化】	2 公共交通機関の輸送設 備の整備と輸送の確保に向 けた対策の実施【老朽化】	1 ライフラインの確保	1 災害に強いまちづくり の推進	1 道路・橋梁等の適切な 維持管理・修繕【老朽化】	2 除雪体制の確保	1 河川改修など総合的な 治水対策の促進【老朽化】	2 森林・農地の保全によ る洪水調節機能の維持向上	3 海岸保全施設の耐震化 等の機能強化【老朽化】	進 1 土砂災害対策事業の促
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊 等や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数 の死傷者の発生	○			○	○					
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における 大規模火災による多数の死傷者の発生	○			○						
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	○			○					○	
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水に よる多数の死傷者の発生	○			○			○	○		
1-5 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の 発生	○			○	○		○			○
1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	○			○		○				
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命 に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	○		○		○	○	○			○
2-2 自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救 助・救急活動等の絶対的不足	○				○	○				
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援 ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医 療機能の麻痺			○		○	○				
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生										
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による 多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生										
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大 幅な低下										
4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・ 支援が遅れる事態										
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻 痺	○	○	○		○	○				
6-1 上水道・下水道・農業用水の長期間にわたる機 能停止				○			○			
6-2 地域交通網等の交通インフラ・防災インフラの 長期間にわたる機能不全及び機能停止	○	○		○	○	○	○		○	
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多 数の死傷者の発生、沿線・沿道の建物倒壊に伴 う閉塞等による交通麻痺	○			○	○					
7-2 防災インフラ・天然ダム等の損壊・機能不全や 堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の 死傷者の発生	○			○	○		○			○
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復興が大幅に遅れる事態	○				○	○				
8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向 けたビジョンの欠如等により復興できなくなる 事態										
8-3 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊 等による有形・無形の文化の衰退・喪失										
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所 等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態										
8-5 信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒 産等による市内経済等への甚大な影響										

	(4)都市機能・インフラ								
	Ⅴ上水道・下水道		Ⅵ災害廃棄物・衛生		Ⅶ住宅等建造物		Ⅷ文化財		
	1 耐震化・老朽化対策の実施 【老朽化】	2 災害時に汚水処理する体制の整備 【老朽化】	1 「滑川市災害廃棄物処理計画」に基づく収集運搬・処理体制の整備	2 ごみ減量化の取り組み	1 耐震基準を満たしていない住宅・建築物の耐震化	2 空き家の適正な管理の推進	1 文化財建造物・有形文化財所蔵施設の耐震化・寿命化 【老朽化】	2 伝統文化の保存・継承の推進	3 地域コミュニティの活性化
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生					○	○			
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○					○			
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生									
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生									
1-5 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生									
1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生									
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	○								
2-2 自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○								
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○								
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○	○							
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○	○							
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下									
4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態									
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	○								
6-1 上水道・下水道・農業用水の長期間にわたる機能停止	○	○							
6-2 地域交通網等の交通インフラ・防災インフラの長期間にわたる機能不全及び機能停止									
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生、沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	○				○	○			
7-2 防災インフラ・天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生									
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			○	○					
8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態									
8-3 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失							○	○	○
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態									
8-5 信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響	○								

	(5) 地域防災・復興							
	Ⅰ 地域防災			Ⅱ 復興				
	1 自主防災活動の強化等を通じた地域防災力の向上	2 防災・減災に係る人材育成等の強化	3 市民の防災意識の向上を図るための訓練や啓発活動の実施	1 仮設住宅、仮設店舗、仮設事業所等の整備	2 仮設住宅、事業用地、仮設店舗、仮設事業所等の整備のための支援体制の構築	3 建設業者の担い手の確保、育成	4 関係団体との連携強化	5 地籍調査の実施
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○	○	○					
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○	○	○					
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	○	○	○					
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○	○	○					
1-5 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	○	○	○					
1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	○	○						
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止								
2-2 自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○							
2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺								
2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生								
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生								
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								
4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態								
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺								
6-1 上水道・下水道・農業用水の長期間にわたる機能停止								
6-2 地域交通網等の交通インフラ・防災インフラの長期間にわたる機能不全及び機能停止								
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生、沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	○	○	○					
7-2 防災インフラ・天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	○	○	○					
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態								
8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		○				○		
8-3 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	○							
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態				○	○	○	○	○
8-5 信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響								

第5章 計画の推進

1 推進体制

国、県、各種団体、地域住民等と連携した取組みを推進するために、本計画を広く周知するとともに、脆弱性の評価や推進方針の内容を各主体が共有し、相互に連携しながら、一体となって取組みを推進する。

2 進捗管理と計画の見直し

本計画の数値目標については、第5次滑川市総合計画前期基本計画及びその実施計画の検証に合わせて、進捗管理を実施することとする。

また、本計画を取り巻く社会情勢の変化や進捗管理の結果により、必要と判断した場合は、計画期間内であっても見直しを実施することとする。